

### 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第 号
------	---------

氏 名 Nyi Nyi Latt

論 文 題 目

Tobacco Control Law awareness, enforcement, and compliance among high school students in Myanmar

(ミャンマーの高校生におけるたばこ規制法の認知、施行、遵守)

論文審査担当者

名古屋大学教授

主 査 委員

長谷川 好規 

名古屋大学教授

委員

名井 建志 

名古屋大学教授

委員

加藤 昌志 

名古屋大学教授

指導教授

濱 嶋 信之 

## 論文審査の結果の要旨

2006年にミャンマー国でたばこ規制法が施行された。たばこ規制法についてミャンマーの高校生を対象に自己記入式アンケートを用いた横断的研究を2015年に行ったところ、たばこ規制法の理解は進んでおらず、その施行、遵守とたばこに関係した健康教育は不十分であると考えられた。57.3%はたばこ規制法の存在を知っていたが、90.3%は法律違反に対して罰則が課されることを知らなかった。また、71.8%が週に1回を越えてたばこの広告を見る機会があり、83.0%は学校から100フィート以内でたばこが販売されている現場を見た経験があった。多重ロジスティック回帰分析を行ったところ、噛みたばこを現在使用している高校生は、より多くがたばこ規制法の存在を知っていた。以上より、たばこの広告が依然として存在感を示しており高校生のたばこ使用の契機になっている可能性が考えられた。また、たばこ規制法の存在を知っているのみでは、たばこ使用を回避することが不可能であると考えられた。

本研究に対し、以下の点を議論した。




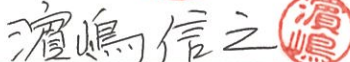
1. 人は思春期にあらゆるものに興味を抱き、この時期に合法あるいは違法薬物を開始する事が多い。薬物を開始する段階で対策を行うことが重要かつ効果的であると思われる。従って、たばこに関係する経験とたばこ規制法の認知について思春期を研究対象とする意義が大きいと考えた。また、学校で研究を行う事によって限られた期間で多くのサンプル数を集めることが可能であった。4地域から7学校を選択したが、研究対象者が所属する学校の希望により、知的水準、学校、地域の情報を用いた解析を行う事が出来なかった。
2. たばこの使用はミャンマーの伝統かつ生活の一部であると多くの国民が考えている。また、政策立案者においては感染症など多くの健康問題に対処する必要があり、たばこに関連する健康問題を優先できないと思われる。たばこ規制法には罰金刑、懲役刑を含む罰則の規定が設けられているが、同法の認知が広まっていないこと、優先順位が低いとされていることから罰則の適応は実際には困難であると考えられる。
3. ミャンマー保健スポーツ省および地方の行政組織には、たばこ規制法の施行とそのため活動を強化するよう提言する。政府レベルでは学校での健康教育にたばこ規制法とたばこに関連する健康問題を含めること、また、地方行政レベルではたばこ規制法の普及に努め、違反者には厳正に対処する必要がある。

本研究は、ミャンマー国のたばこ規制を効果的なものにする上で、重要な知見を提供した。

以上の理由により、本研究は博士（医学）の学位を授与するに相応しい価値を有するものと評価した。

別紙 2

試験の結果の要旨および担当者

報告番号	※甲第	号	氏名	Nyi Nyi Latt
試験担当者	主査  長谷川好規  若井 延志  加藤昌志 指導教授  瀧嶋 信之			

(試験の結果の要旨)

主論文についてその内容を詳細に検討し、次の問題について試験を実施した。

1. 研究対象の選択と知的水準について
2. たばこ規制法における罰則について
3. 本研究結果に基づいた施策の提言について

以上の試験の結果、本人は深い学識と判断力ならびに考察力を有するとともに、医療行政学一般における知識も十分具備していることを認め、学位審査委員合議の上、合格と判断した。